⑸　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額
⑹　その他施行規則で定める事項
2　（略）
（広告における必要表示事項）
第10条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、新品電子鍵盤楽器に関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。
⑴～⑶　（略）
⑷　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額
⑸　その他施行規則で定める事項
（特定用語の使用基準）
第12条　事業者は、新品電子鍵盤楽器の品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　（略）
⑵　優位性、最上級等を意味する用語
「世界一」、「日本一」、「ナンバーワン」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。
⑶　（略）
（特定事項の表示基準）
第13条　事業者は、新品電子鍵盤楽器に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑸　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額
⑹　その他必要表示事項
2　（略）
（広告における必要表示事項）
第10条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他の広告において、新品電子鍵盤楽器に関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明りょうに表示しなければならない。
⑴～⑶　（略）
⑷　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額
⑸　その他必要表示事項
（特定用語の使用基準）
第12条　事業者は、新品電子鍵盤楽器の品質、性能、取引条件等について、次の各号に掲げる用語を使用する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴　（略）
⑵　優位性、最上級等を意味する用語
「世界一」、「日本一」、「当社だけ」、「他の追随を許さない」、「最高」、「最大」、「最高級」、「超」、「スーパー」、「極限」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠があり、かつ、具体的数値等の事実を付記してある場合においてのみ使用することができる。
⑶　（略）
（特定事項の表示基準）
第13条　事業者は、新品電子鍵盤楽器に関し、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。

⑴　写真等と販売価格の併用
写真、イラスト等とその販売価格（希望小売価格を含む。）を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商品名又は商標及び機種名とその販売価格とを対応させて明瞭に表示すること。
⑵　（略）
（不当表示の禁止）
第14条　事業者は、新品電子鍵盤楽器に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴　（略）
⑵　第４条から第13条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑶　特定機種にのみ適用する機構、製造方法、仕様等による品質又は性能の向上について、あたかも他の機種のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑷　（略）
⑸　国内で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示又は外国で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑹～⑿　（略）
⒀　納入期間や納入時期について、実際のものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⒁　（略）
⒂　（略）
⒃　他の事業者の営業方針、事業活動及び信用度並びに他の電子鍵盤楽器の品質、性能、取引条件等について、中傷又は誹謗する表示
⒄　（略）

⑴　写真等と販売価格の併用
写真、イラスト等とその販売価格（希望小売価格を含む。）を同一面に表示する場合は、当該写真、イラスト等に使用した商品名又は商標及び機種名とその販売価格とを対応させて明りょうに表示すること。
⑵　（略）
（不当表示の禁止）
第14条　事業者は、新品電子鍵盤楽器に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴　（略）
⑵　規約第４条から第13条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑶　特定機種にのみ適用する機構、製造方法、仕様等による品質、性能の向上について、あたかも他の機種のものにも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑷　（略）
⑸　国内で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも外国で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、又は外国で製造した電子鍵盤楽器について、あたかも国内若しくは当該製造国以外で製造したものであると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑹～⑿　（略）
⒀　（略）
⒁　（略）
⒂　（略）
⒃　他の事業者の営業方針、事業活動及び信用度並びに他の電子鍵盤楽器の品質、性能、取引条件等について、中傷又はひぼうする表示
⒄　（略）